

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1232号)

平成25年9月5日

横 情 審 答 申 第 1232 号
平 成 25 年 9 月 5 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年4月1日港北保年第1656号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「国民健康保険料減免申請の承認/却下を判断するために横浜市が用いる文書及びそれに付随する関連文書のうち、港北区保険年金課が、同課に所属する職員各位に「減免申請者の保有する資産に関する判断基準」を周知するために用いる文書（正式名称不明）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「国民健康保険料減免申請の承認/却下を判断するために横浜市が用いる文書及びそれに付随する関連文書のうち、港北区保険年金課が、同課に所属する職員各位に「減免申請者の保有する資産に関する判断基準」を周知するために用いる文書（正式名称不明）」を非開示とした決定は妥当ではなく、「横浜市国民健康保険保険料減免事務マニュアル」を対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「国民健康保険料減免申請の承認/却下を判断するために横浜市が用いる文書及びそれに付随する関連文書のうち、港北区保険年金課が、同課に所属する職員各位に「減免申請者の保有する資産に関する判断基準」を周知するために用いる文書（正式名称不明）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成25年1月11日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件請求の対象は、国民健康保険料減免申請の承認又は却下の判断を行うために本市で用いる文書又は関連文書のうち、港北区福祉保健センター保険年金課において職員に周知するために用いているとされる、「減免申請者の保有する資産に関する判断基準」が記載された行政文書である。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、前述の基準が記載された行政文書の開示を要求しているが、減免判断に当たっては、当課職員は要綱の趣旨に沿って減免申請者世帯の収入状況、生活状況、世帯構成、病気や介護の有無、活用資産等を把握した上で総合的な視点を踏まえ、個別具体的な事例に即して判断することとなる。したがって、「横浜市国民健康保険料の徴収猶予及び減免取扱要綱」（平成6年12

月12日施行。以下「本件要綱」という。)以外に前述の基準が記載されている文書を使用していない。

- (3) また、申立人は本件の開示請求書の備考欄に本件要綱は開示を希望する文書ではない旨を記載しており、本件請求に係る対象行政文書は、本件要綱以外には作成又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求の内容に即した適切な行政文書の開示を求める。
- (2) 特定年月日に申立人は中区保険年金課に対して本件と同内容の開示請求を行い、開示決定がなされている。港北区も中区も横浜市として同一同質の行政業務を行っている以上、港北区の「文書を作成・保有していない」という回答は間違はあるいは虚偽と推測される。

5 審査会の判断

(1) 横浜市国民健康保険料の減免に係る事務について

ア 国民健康保険料の減免制度とは、賦課された保険料の納付が困難となった世帯について、保険料を減額又は免除することができる制度であり、横浜市国民健康保険条例（昭和35年12月横浜市条例第35号）第22条では、市長は、災害その他特別の事情により、生活が著しく困難となった者のうち必要があると認められるものに対し、保険料を減免することができると定めている。

イ この減免制度に基づく手続は、横浜市国民健康保険条例施行規則（昭和36年3月横浜市規則第10号）第15条第1項において、納付義務者は減免を受けようとするときは、国民健康保険料／徴収猶予／減免／申請書に、その理由を証明する書類を添えて区長に提出しなければならないと定めている。

ウ 実施機関が作成し、市民に周知している案内文には、「所得が著しく減少し、預金等、活用できる資産がなく保険料を納めることが困難になったとき、保険料の減免が受けられる場合があります」と記載されている。また、減免の基準として「原則として、世帯主と加入者全員について、保険料へ充当をすべき一定の資産（預金、不動産等）を持っていないこと」が要件として記載されている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、港北区福祉保健センター保険年金課において保有している国民健康保険料の減免に必要な要件である「保険料へ充当すべき一定の資産を持っていないこと」の資産に関する基準（以下「本件基準」という。）が記載された文書である。

実施機関は、本件要綱が本件請求の対象となる行政文書ではあるが、申立人が本件要綱以外の文書を求めていることから、本件要綱以外に本件申立文書は存在しないとして非開示としている。なお、本件要綱では、「・・・国民健康保険条例施行規則第15条及び第16条による保険料の徴収猶予及び減免は、別に定めるほかこの要綱の定めるところにより行う」とされている。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件要綱以外に文書は存在しないと説明しているため、当審査会で平成25年6月20日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 申立人は、本件基準について具体的に金額が記載された文書を求めて本件請求を行ったものと認識している。本件基準については、本件要綱のほかに横浜市国民健康保険保険料減免事務マニュアル（以下「事務マニュアル」という。）がある。いずれの文書にも本件基準についての金額は記載されていないが、本件要綱は本件基準に係る業務の基本となる文書であること及び事務マニュアルの内容は本件要綱と同じであることから、本件要綱のみが本件請求の対象となる文書である。しかし、申立人は開示請求書において本件要綱を「開示を希望する文書ではありません」と記載していることから、本件処分を行った。なお、事務マニュアルは、健康福祉局生活福祉部保険年金課が作成し、研修資料としても使用されているものである。

(イ) 国民健康保険料の減免を受けようとするときは、納付義務者から、国民健康保険料／徴収猶予／減免／申請書及びその理由を証明する書類並びに世帯の収入や現金・預金等の状況を記載した保険料減免のための収入（見込）金額等申立書（以下「減免申請書等」という。）の提出を求めている。

(ウ) 減免を適用するか否かの判断は、本件要綱及び事務マニュアルを判断の拠り所として、減免申請者との相談の中で、その世帯の収入状況、生活状況、世帯構成、就業状況、病気や介護の有無、活用資産等を面談による聞き取りなどにより把握した上で総合的な視点を踏まえ、個別具体的な事例に即して判断する必

要がある。したがって、本件要綱及び事務マニュアルに記載されている以上の詳細な判断基準を具体的に文書で定めることは困難である。

しかしながら、減免を適用するか否かの判断については、課内で統一的な運用とするため、職務遂行過程において、管理職員等からの業務指導や先輩職員等からの職場における研修等を行っている。また、個別の案件について、減免申請書等を課内で共用し、その内容を検討しながら管理職員等を含め協議の上で判断を行っていることから、判断の公正性は確保できると考えている。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件要綱及び事務マニュアルの特定について

実施機関は、本件請求に対し、本件要綱及び事務マニュアルを特定していない。

申立人は、本件要綱については開示を希望しない旨を本件請求に係る開示請求書に記載していることが認められるため、実施機関が本件要綱を特定しなかったことに不合理な点はない。

一方、実施機関が作成した事務マニュアルには、本件基準についての捉え方や現金・預貯金等、減免の可否を判断する際の着眼点及びこれらの着眼点に沿った説明が本件要綱よりも詳しく記載されていることが認められた。また、本件請求に係る開示請求書からも、申立人の趣旨が本件基準について金額が記載された文書のみを請求するものであるとは読み取ることはできない。

そうであるとすれば、事務マニュアルは、本件基準に関する情報であるため、実施機関は、事務マニュアルを本件請求に係る対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(イ) 本件要綱及び事務マニュアル以外の文書の存否について

実施機関は、本件要綱及び事務マニュアル以外に本件基準が記載されたものは作成していないと主張している。

また、実施機関は、本件基準についての判断に当たっては、減免申請者の収入状況、生活状況等が異なることから、個別に判断する必要があるため、事務マニュアルの内容以上の具体的な基準を作成することは困難であると説明し、さらに、個別の案件について、減免申請書等を課内で共用し、その内容を検討しながら管理職員等を含め協議の上で判断を行っていることから、判断の公正性は確保できていると説明している。

事務マニュアルには、上記(ア)のとおり、国民健康保険料の減免の判断に当たり、本件基準の捉え方や着眼点等が記載されていることが認められる。

そうすると、個別の案件についての減免の判断に当たっては、事務マニュアルの本件基準の捉え方や着眼点等の内容に沿って、減免申請書等を検討しながら協議の上で判断をしているという実施機関の説明に不自然な点は見受けられない。

したがって、本件要綱及び事務マニュアル以上の詳細な判断基準が記載された文書を作成していないという実施機関の説明に不合理な点は認められなかつた。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は妥当ではなく、事務マニュアルを対象行政文書として特定の上、改めて開示、非開示の決定をすべきである。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成25年4月1日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成25年4月18日 (第155回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成25年4月25日 (第227回第一部会) 平成25年4月26日 (第233回第二部会)	・諮問の報告
平成25年5月16日 (第156回第三部会)	・審議
平成25年5月30日 (第157回第三部会)	・審議
平成25年6月20日 (第158回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成25年7月4日 (第159回第三部会)	・審議
平成25年7月18日 (第160回第三部会)	・審議